

岩手県告示第681号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県知事から次のとおり通知があった。

令和3年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手県全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年9月10日から同年12月5日まで
- 3 実施する公共測量の種類 車載写真レーザ測量による地形測量